

平成 21 年 12 月 2 日

資 料

(納税環境整備)

目 次

- ・ 納税環境整備（とりまとめに向けて） 1
- ・ 「共通番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ 2
- ・ 「共通番号制度」を政権期間中に導入する場合のスケジュールのイメージ（案） 3
- ・ 住基ネット情報の利活用について 4
- ・ 「納税者権利憲章」について 5
- ・ 更正の請求期間の見直しについて 6
- ・ 国税に関する不服申立制度の見直しについて 7
- ・ 租税罰則の見直し（案） 8
- ・ 最近の国税犯則事件の状況 9
- ・ 他の主要な経済犯における罰則の例 10
- ・ 税法違反に対する刑事罰則の体系（現行） 11

納税環境整備（とりまとめに向けて）

納税環境整備については、以下の方向で対応することとしてはどうか。

○「税・社会保障共通番号制度」を始めとする以下の事項については、23年度改正に向けて、政府税調に検討の場（プロジェクト・チーム）を設け、検討する。

(1) 「税・社会保障共通番号制度」については、政権期間中の導入に向け、どのような番号を利用するか等について、国家戦略室を含めて、省庁横断的に検討を行う。これと並行して、政府税調のPTにおいても所要の検討を行う。

また、納税者利便の向上と行政効率化の観点から、住民票の写しの添付省略等を図るため、住基ネット情報（氏名・住所等）を利活用可能とする措置について検討する。

(2) 「納税者権利憲章（仮称）」、「更正の請求期間の延長」、「不服申立制度の見直し」等については、政府税調のPTにおいて実務的・専門的観点から検討を行う。

○22年度改正においては、課税の公平を確保し、税制への信頼を確保する観点から、脱税等に対する罰則について、他の経済事犯の法定刑の水準等を勘案し、法定刑の引上げ等の見直しを行う。

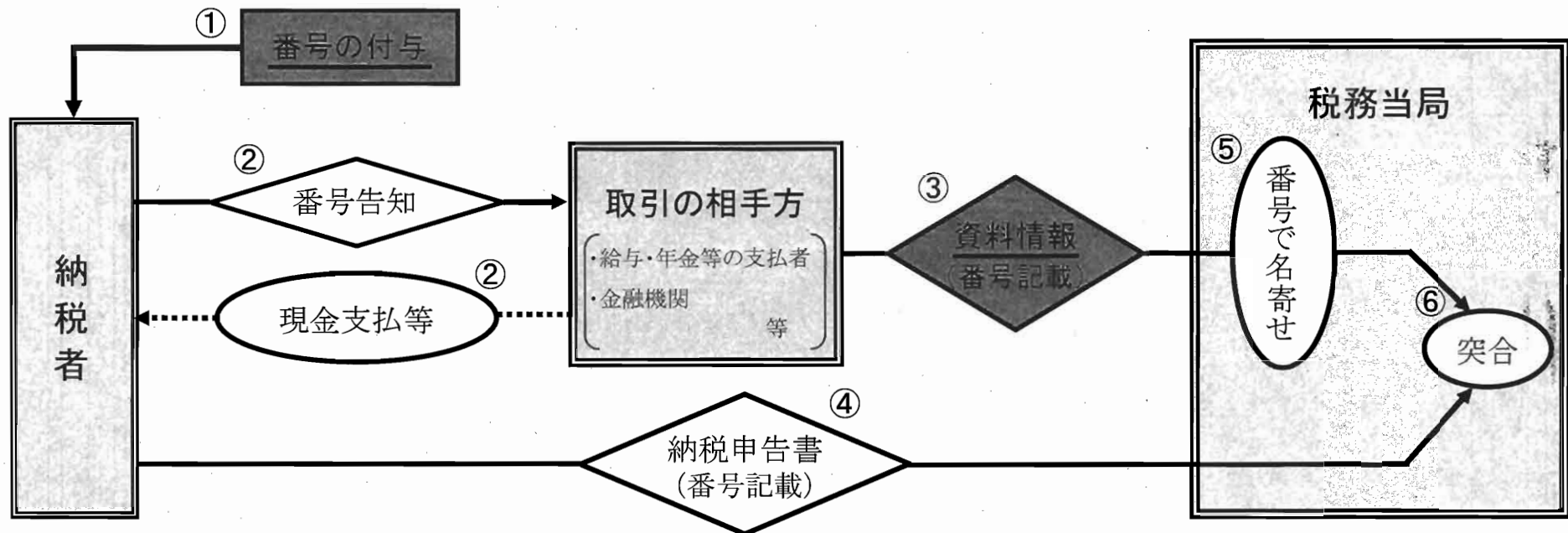
「共通番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

税務面における「共通番号制度」とは、納税者に広く共通番号を付与し、

- (1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に共通番号を「告知」すること
- (2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に共通番号を「記載」すること

を義務付ける仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その共通番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。



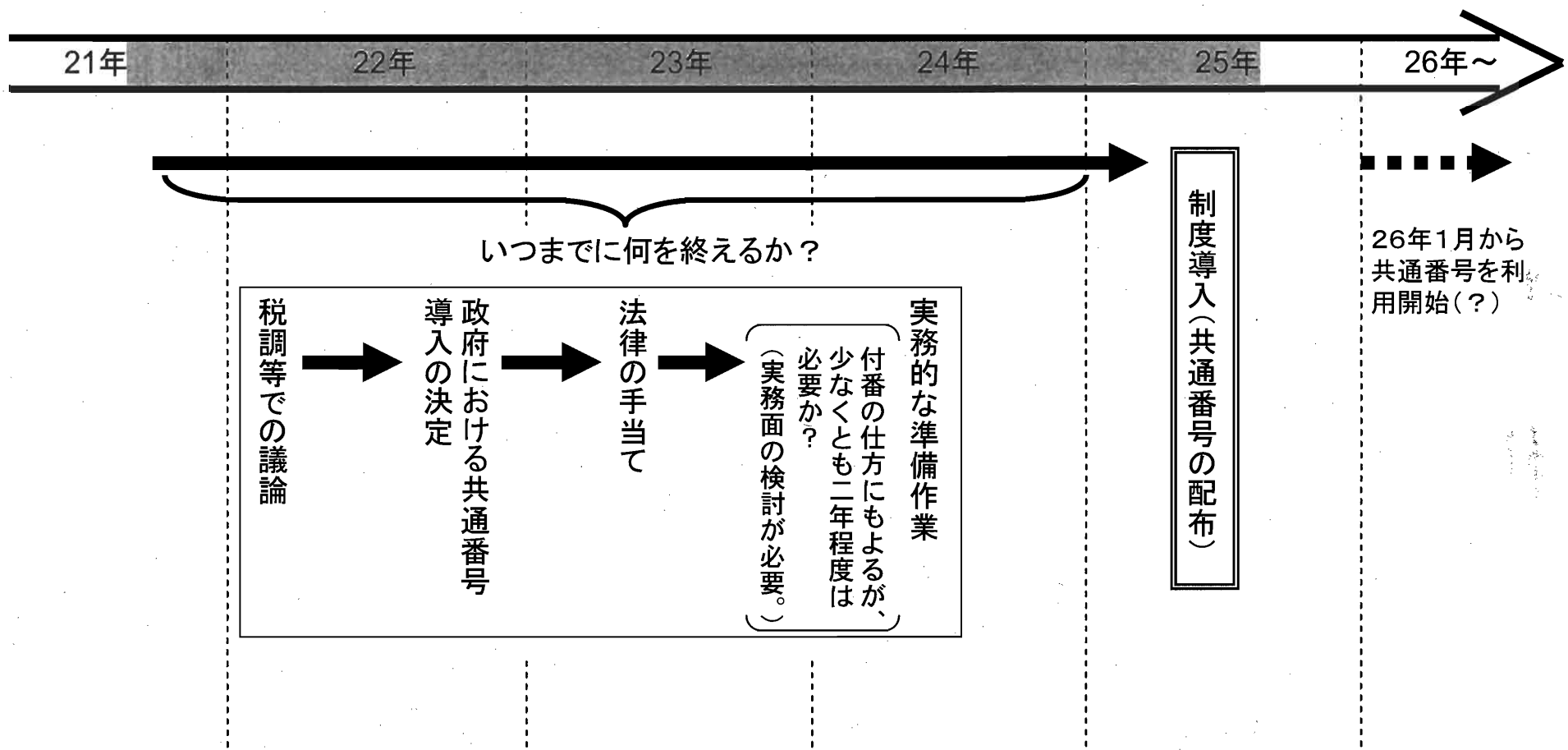
「共通番号」を税務面で利用するには、

「固有性」(生涯を通じ、一の納税者に確実に一つの番号が付与されていること)

「可視性」(取引に際し、その相手方(第三者)が「番号」を明示的に確認できること)

を最小限満たす必要がある。

「共通番号制度」を政権期間中に導入する場合のスケジュールのイメージ(案)

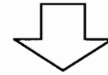


住基ネット情報の利活用について

現 状

【税務署における住民票の写しの利用件数】

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ○納税者による取得（税制特例の申告などの際に必要） | 年間約 80 万件 |
| ○税務職員による取得（還付処理や納税申告書審査に利用） | 年間約 40 万件 |



<対応の方向性>

- 紙ベースの住民票のやりとりに代えて、税務署が電子的に情報を取得（納税者による住民票の写しの取得・提出は不要）。
- 税務署から、直接、地方公共団体の共同システムに接続（役所間での情報のやりとり）。

検討の方向性（案）

- 次のような国税事務について、住民基本台帳ネットワークから情報を取得できるよう、今後、検討を進めていくこととしてはどうか。
 - ①各種課税の特例適用の申告に関する事務（例：住宅ローン控除適用等の際の住民票の添付省略）
 - ②国税に係る資格の取得申請に関する事務（例：酒販免許申請・税理士試験免除申請等の際の住民票の添付省略）
 - ③その他の国税関係事務（例：還付・課税調査・犯則調査等の際の住民票の取得を省略）

「納税者権利憲章」について

現 状

○OECD 報告書（「納税者の権利と義務」（2003））によれば、

- ・「納税者憲章（Taxpayers' Charter）」は、「納税者の税務に関する権利・義務をわかり易い言葉で要約しかつ説明して、こうした情報をより多くの納税者に周知させ理解させようとする試み」と定義される。
- ・その性質については、「法令の説明文書（手引文書）であって、それ自体は法的な文書ではない。一般的に、納税者憲章は、関係法令に含まれているもの以上に権利義務を加えるものではない」とされている。
- ・また、基本的な記載事項例としては、(1)納税者の権利（①情報提供等を受ける権利、②不服申立の権利、③正当税額のみを支払う権利、④予測可能性の確保、⑤プライバシーの権利、⑥個人情報の保護）、(2)納税者の義務（⑦誠実に対応する義務、⑧協力義務、⑨正確な情報・書類の期限内提出義務、⑩記帳・帳簿等保存義務、⑪期限内納付義務）、及び(3)税法上の義務不履行の場合に納税者が受けうる制裁（行政上・刑事上の制裁措置）、が掲げられている。

○現在、OECD 加盟国中、行政文書として憲章を制定している国は、30 ヶ国中、23 ヶ国となっている（2008 年現在・OECD 調べ）（G7 では 5 ヶ国で制定（米・英・仏・伊・加）。）

検討の方向性（案）

○上記のような点を踏まえ、今後、「納税者権利憲章（仮称）」の策定に向け、趣旨・目的、記載事項、文書の位置づけ等について、実務的・専門的な検討を進めていくこととしてはどうか。

更正の請求期間の見直しについて

現 状

- 「更正の請求」は、申告に係る税額等が計算誤り等により過大である場合に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利であり、期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外措置である。
- 通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であることを踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 別途、税務署長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

【主な更正等の期間制限】（申告納税方式による国税の場合）

区 分		期間制限（通常の場合）	脱税の場合
課税庁	増 額 更 正	法定申告期限から3年（法人税については5年）	法定申告期限から7年
	減 額 更 正	法定申告期限から5年	
納税者	修 正 申 告	法定申告期限から5年	—
	<u>更 正 の 請 求</u>	<u>法定申告期限から1年（後発的事由の場合2月）</u>	

主な論点

- 納税者の視点に立ち、納税者から更正の請求ができる期間の延長を検討するに当たっては、増額更正の期間（原則3年）や、減額更正の期間（5年）をどのように適正に設定するかという問題があり、総合的な検討が必要ではないか。
- 更正の請求期間を延長する場合、更正処分に対する不服申立期間（現行2月間）を経過した後においても更正の請求が行えることとなり、事実上、不服申立期間が延長されることと同じこととなるが、この点について、納税者の権利救済と法律関係の早期安定との要請に照らし、どのように対応すべきか。
- 実務面への影響の検証や、執行体制の整備についてどう考えるか。

国税に関する不服申立制度の見直しについて

現 状

- 国税の不服申立手続においては、処分の大量性、争いの特殊性から、「異議申立て」及び「審査請求」の手続を設け、原則としてこれらの手続を経た後に原処分 of 取消訴訟を提起できることとし、納税者の簡易・迅速な救済と、争訟の合理化を図っている。
- また、審査請求については、特に審理の客観性・公正性を高める観点から、執行とは分離された、国税庁の特別の機関である「国税不服審判所」がこれを行うこととしている。

主な論点

- 国税の不服申立制度のあり方の見直しに当たっては、納税者の視点に立ち、納税者の簡易・迅速な救済や、争訟の合理化といった観点から、そのあり方を総合的に検討することが必要。
- また、国税不服審判所における審理の客観性・公正性を一層高める観点から、どのような見直し
が考えられるか。
- 実務面への影響の検証や、執行体制の整備についてどう考えるか。

租税罰則の見直し（案）

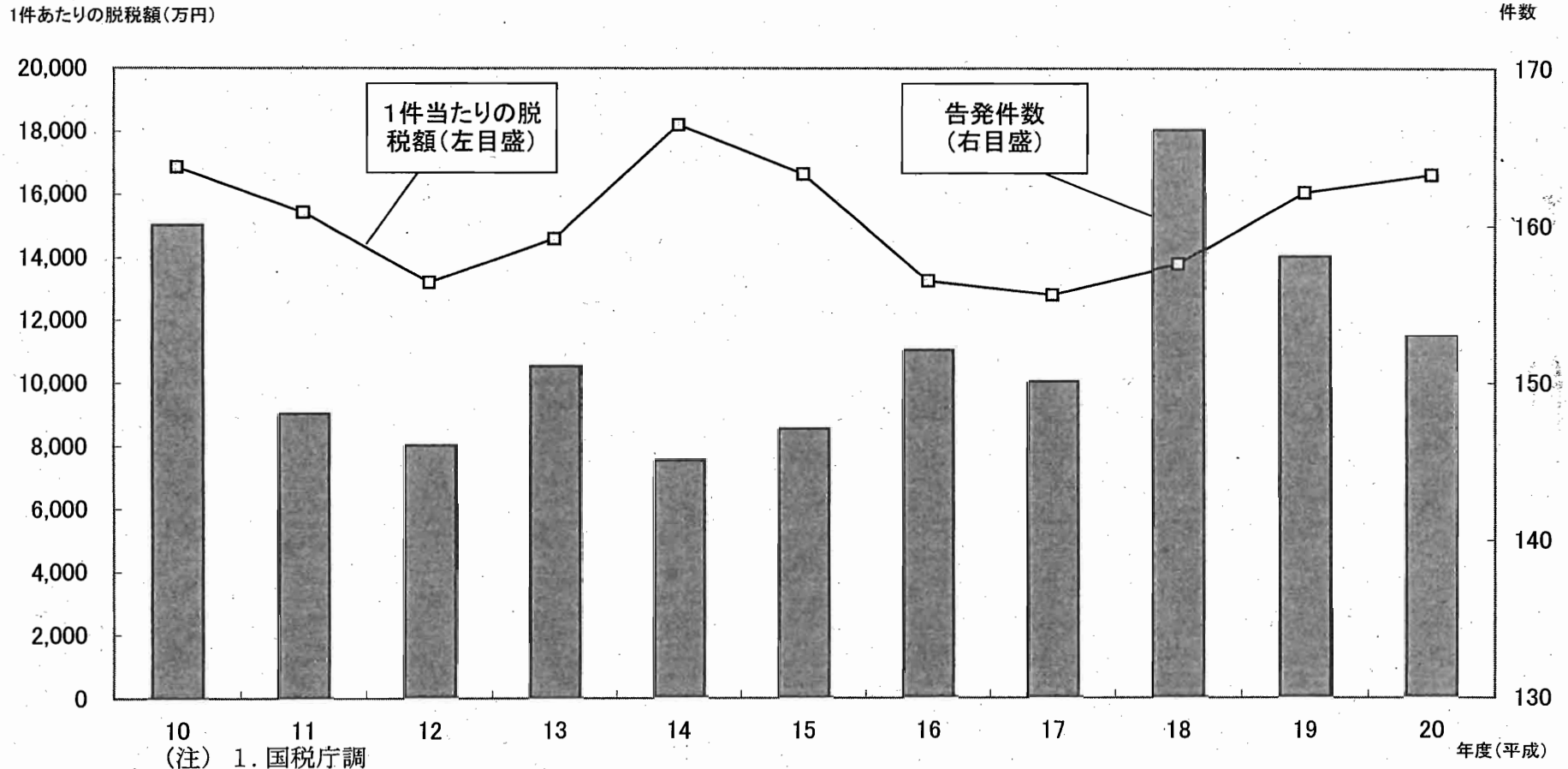
○経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上を図る観点から、22年度改正において、次のとおり、租税罰則の見直しを行う。

現行の主な犯罪類型（主な法定刑）	対応の方向性
○脱税犯 (5年以下の懲役若しくは500万円(情状により脱税額)以下の罰金又は併科) (※直接税及び消費税の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役刑の引上げ・罰金刑の引上げ（詐欺罪との類似性、他の経済犯の法定刑とのバランス等を考慮） <p>【改正案】(1)脱税犯に係る懲役刑の上限を10年に引き上げる（直接税及び間接税等）。 (2)脱税犯に係る罰金刑の上限（定額部分）を、直接税及び消費税については1,000万円に、消費税を除く間接税等については100万円にそれぞれ引き上げる。</p>
○単純無申告罪（申告書不提出） (1年以下の懲役又は20万円以下の罰金) (※直接税及び消費税の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)単純無申告罪の法定刑の引上げ、(2)脱税の故意をもって申告を行わず、脱税の結果を発生させた罪（無申告脱税犯）の創設（脱税犯と単純無申告犯との法定刑のバランスを考慮） <p>【改正案】(1)単純無申告罪について、罰金刑の上限を50万円に引き上げる等の見直しを行う。 (2)「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた」者を処罰する規定（次に掲げる懲役刑若しくは罰金刑又はこれらの併科）を創設する。 ①懲役刑については、5年以下の懲役とする。 ②罰金刑については、直接税及び消費税については500万円（情状により脱税額）以下の罰金とし、消費税を除く間接税等については50万円（情状により脱税額の3倍）以下の罰金とする。</p>
○源泉所得税不納付罪 (3年以下の懲役若しくは100万円(情状により脱税額)以下の罰金又は併科)	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役刑の引上げ・罰金刑の引上げ（脱税犯や他の経済犯の法定刑とのバランス、業務上横領罪との類似性等を考慮） <p>【改正案】源泉所得税不納付罪の法定刑を脱税犯との均衡を踏まえ引き上げる。</p>
○不正還付の未遂 (自己名義によるものは不処罰、他人名義によるものは詐欺未遂罪として処罰)	<ul style="list-style-type: none"> ・不正還付の未遂（又は不正な還付請求行為）を処罰する規定の創設（詐欺未遂罪とのバランス等を考慮） <p>【改正案】消費税の不正還付の未遂（又は不正な還付請求行為）を処罰する規定を創設する。</p>
○その他	<p>【改正案】上記のほか、検査忌避犯等の秩序犯や、税務職員の守秘義務違反に対する罰則の水準を引き上げる等の整備を行う。</p>

(注)「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいう。

最近の国税犯則事件の状況

- 告発件数は、概ね年間150～160件前後で推移している。
- 1件当たりの遁脱税額（脱税額）は概ね1億5千万円程度であるが、近年は上昇傾向にある。
- 最近は、大口の無申告事案、源泉所得税の不納付事案、消費税の不正還付事案が増加している。



他の主要な経済犯における罰則の例

法律名	罪名等	現行の法定刑	参考（直近の改正）
金融商品取引法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正行為、風説の流布、相場操縦行為等 ・ 虚偽の情報開示 	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に各々懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、500万円⇒1,000万円)
知的財産権の侵害 罪に対する罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許法関係 ・ 商標法関係 	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に各々懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、500万円⇒1,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠法関係 		平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (3年⇒10年、300万円⇒1,000万円)
ヤミ金融に対する 罰則の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業法（無登録営業等） 	10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、1,000万円⇒3,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資法（著しい高金利の貸付） 		平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、1,000万円⇒3,000万円)
詐欺による破産・ 更生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破産法関係 	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成16年に罰金刑を付加 (罰金刑なし⇒1,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社更生法関係 ・ 民事再生法関係 		平成16年に各々罰金刑を引上げ (200万円⇒1,000万円)
刑法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詐欺罪 	10年以下の懲役	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務上横領罪 		

税法違反に対する刑事罰則の体系（現行）

違反行為	刑事罰	参考（行政罰）
① 虚偽申告・無申告	過少申告	○過少申告加算税 (10%、期限内申告税額又は 50 万円 のいずれか多い金額を超える部分 は 15%)
	無申告	○単純無申告罪（申告書不提出の行為のみを評価） ・ 直接税⇒1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金 ・ 間接税⇒10 万円以下の罰金又は科料
	不正行為による過少・ 無申告・受還付	○重加算税 (過少 35%、無申告 40%)
② 源泉徴収不納付	○源泉所得税不納付罪 ・ 3 年以下の懲役若しくは 100 万円（情状により脱税額）以下の罰金又は併科	○不納付加算税 (10%)
③ 調査・徴収活動の妨害	申告書不提出	○（無申告加算税（再掲））
	調書の不提出等	○【法定調書】虚偽記載・不提出罪（1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金）
		○【財産債務明細書・総収入金額報告書等】
	検査拒否等	○検査忌避罪 ・ 直接税⇒1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金 ・ 間接税⇒10 万円以下の罰金又は科料
滞納処分妨害	○滞納処分妨害罪 ・ 3 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は併科	
④ 滞納		○延滞税 (原則 14.6%)

（注）租税に関する罰則の法定刑については、昭和 56 年に現行の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていない。